

みどり通信

第226号 2016. 4. 13

CONTENTS

● 30周年を迎えるにあたって	P1	● 損害保険	P11
● ひと言発言	P2	● これからの研修	P12
● 社会保険	P4	● あとがき	P12
● 税務	P5	● ニューフェイス	P13
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P13
● 一倉定 経営心得	P10		



社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

4月

『開業30周年を迎えるにあたって』

当事務所は、昭和61年4月22日にこの加茂の地で開業し、おかげさまで本年4月22日に満30年を迎える運びとなりました。

税理士になるきっかけを与えてくださった恩師、開業を支援してくれた多くの方々に感謝するとともに、この日を迎えるのは、なんと言っても

○共に成長したいと思うお客様との出逢い

○理念に共感し共に行動してくれているスタッフとの出逢い

○多くの各方面のみなさまとのご縁

のおかげだと感謝の気持ちでいっぱいです。

この30周年が迎えられることの記念とお客様や地域の皆様はじめ多くの皆様への感謝の気持ちを表すために、先般のご案内の通り今月9日に加茂文化会館にて記念講演会を開催させていただきました。

講師は、千葉県臨済宗妙性寺住職・高橋宗寛和尚。テーマは『心を育む』。当事務所は開業当初から講師の高橋和尚より原点の会として定期的にご指導いただいており、開業10周年の際も、今回と同じ加茂文化会館でご講演をいただきました。縁あって30年近くにわたってお世話になっている高橋宗寛和尚。今回多くの気づきをいただきました。

お忙しい中、本当に大勢の皆様からご参加いただき心から感謝申し上げます。

その後、お客様企業の皆様にはご案内の通り場所を変えて、懇親会を開催させていただきました。ご参加いただきました皆様、本当にありがとうございました。

有意義な時間を過ごすことができ、心から感謝申し上げます。

多くの皆様から多くの心遣いをいただき重ねてお礼申し上げます。

この30周年を一つの節目とし、今後も35周年、40周年に向けて、さらにお客様に寄り添い、今まで以上に信頼いただける税理士事務所を目指す決意です。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

平成28年4月吉日

税理士法人 山口会計パートナーズ

代表社員・税理士 山 口 昇



“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、4月10日のホームページ掲載のものからです。

昨日は、大勢の方々に参加いただき開業30周年の記念講演会を開催させていただきました。

講師の高橋宗寛和尚から「心を育む」というテーマで90分にわたりお話しいただき、本当に多くの気づきをいただきました。多くの皆様から、参加して本当に良かったと言う言葉をいただきました。

また、フェイスブックでも、参加者からうれしい言葉をいただいています。『今回も、自分の我を見つめ直し、また、縁は自分で育むものと再確認できました。ありがとうございました』等々。

参加いただいた皆様、本当に有り難うございました。

また、その後、お客様には、場所を変えて懇親会を開催させていただきました。本当に多くの皆様から、素敵なお花などのお心遣いをいただき心から感謝申し上げます。

懇親会では、お客様同士の異業種交流やお客様から当事務所のスタッフへいろいろなお話を聞かせていただき、本当に貴重な時間を共有することができました。この30周年を一つの節目として新たな気持ちでスタッフと共に精進していく所存です。

今回の記念事業にあたって、本当本当に多くの方々より、ご支援いただきました。心から感謝申し上げます。

なんと、懇親会の会場で、本当に心臓が止まるくらいのサプライズがありました。

まず、会場入り口に、開業当初からの思い出の写真が！

懇親会の終盤には、本当にびっくり。スタッフからうれしいメッセージ・・・。

所長代理の宮本から、なんと感謝状まで（感謝状に書かれている言葉を聞いてさらにびっくり）・・・。

<https://www.facebook.com/photo.php?fbid=975517669229678&set=a.297926100322175.67941.100003143631520&type=3&theater>

30周年を記念した30本のバラの花も・・・。

涙をこらえきれず、目からあふれ出てしましました。感激です。本当に誇りに思えるスタッフです。

スタッフのおかげで、今日を迎えることができました。懇親会においていただいたお客様に、もっともっとスタッフの紹介や功績等々をたたえようと思いつつ十分にできなかったことが悔やまれます。スタッフ一人ひとりが、もっともっと頑張れる職場にしようと心を新たにした次第。それが、ひいてはお客様に寄り添った最幸のサービスにつながると確信したところです。

お客様、スタッフのみんな、本当に有り難うございました・・・。

健康に気をつけて、頑張るぞ・・・。

ということで、月曜日は、ゾウのマークが入ったネクタイをする予定です。

本当に有り難うございました。



税理士 山口 昇

社会保険料控除 Q&A

Q

従業員を採用する場合、3ヵ月間は試用期間として取り扱い、勤務状態の良好な場合に正社員として健康保険に加入させていますが間違いでしまうか。

A

試みに使用される者は、勤務の永続性が前提となっていますので、いわゆる臨時に使用される者とは性質が異なります。したがって、正社員になってからというように、3ヵ月の試用期間を経過して健康保険の被保険者にするのではなく、採用した日(試用期間の初日)から5日以内に資格取得の届出をしていかなければなりません。もし、資格取得の届出をしていなければ試用期間の最初の日にさかのぼって手続きをしなければなりませんし、また、3ヵ月経過した日から資格取得の届出をした場合は、資格取得日の訂正を行わなければなりません。

Q

4月1日付で社員を採用しましたが、本人の都合で5月10日から出勤しました。資格取得年月日はどちらになりますか。

A

健康保険の被保険者資格を取得する日は、事業所との間に使用関係が生じた日としています。この場合の使用関係とは、現実に業務に使用されるようになった状態をいいますので、採用の辞令が交付されたことと使用されるに至った日とは必ずしも一致しません。したがって、4月1日が採用で実際の勤務に服したのが5月10日であっても、4月1日から会社との間に使用関係が生じ、4月分より給与の支払が行われれば、4月1日が資格取得日になりますし、4月1日より5月9日までは、辞令が交付されたということだけで使用関係の実態がなく、給料の支払いも行わず、5月10日になってはじめて使用関係が生じ、給料もその日以降から支給されるような場合は、5月10日が資格取得日になります。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



税務

平成28年度税制改正について

今回は、平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度税制改正大綱などから、この平成 28 年 4 月 1 日以後、主に中小企業者等において影響のある税制改正にどんなものがあるかについて紹介させていただきます。

◇法人税制◇

○減価償却制度の見直し

平成 28 年 4 月 1 日以後の取得より、「建物附属設備」及び「構築物」については、償却方法が「定額法」に限定されます。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

中小企業者等が、取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得し事業の用に供した場合には、事業年度 300 万円までその取得価額に相当する金額を損金の額に算入する事ができる制度について、適用が 2 年延長されます。

ただし、常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人は対象から除外されることとなりました。

○固定資産税の軽減措置の創設

「中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）」が制定されることを前提として、この法律の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に取得した、一定の機械及び装置に係る固定資産税について、当初の 3 年間、課税標準を $1/2$ にする制度が創設されます。

対象となる、一定の機械及び装置については

- ・生産性向上計画の策定・認定が必要
- ・販売開始から 10 年以内のもの
- ・旧モデルとの比較で生産性が年平均 1 %以上向上するもの
- ・1 台または 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの

といった要件をすべて充たしていることが必要です。

○地方創生応援税制の創設

いわゆる「企業版ふるさと納税」と言える、一定の寄附金を支出した場合に、通常の損金算入措置に加えて、「税額控除」ができる制度が新設されました。

- ・青色申告法人が支出する地方自治体に対する寄附金 で、
- ・地域再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金 であること
- ・改正地域再生法の施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの寄附 であること
という要件をみたした寄附金がこの制度の対象となります。

この他に、上記以外にも

- ・生産性向上設備投資促進税制の縮減と廃止
 - ・環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の見直しと延長
 - ・雇用促進税制の見直しと延長
- などがそれぞれ予定されております。

◇所得税制◇

○スイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設

平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間を適用期間として、健康の維持増進及び疾病予防に対する「一定の取組」に係る「一定のスイッチOTC 医薬品」の購入について、医療費控除との選択適用として、所得控除が出来ることとなります。

この場合の「一定の取組」とは、特定健康診査や予防接種、ガン検診などをいいます。また、「一定のスイッチOTC 医薬品」とは、要指導医薬品や一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品をいいます。（OTC とは、町の薬局等で対面販売される薬という意味です。）

控除対象額は、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC 医薬品の購入のために支払った額の合計額（保険金等での補填部分を除きます。）で 12,000 円を超えて 88,000 円を限度とする額とされています。

○空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続により家屋や土地等を取得した個人が、その相続の時から相続開始日以後 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間にその家屋や土地等を譲渡した場合には、譲渡益から 3,000 万円を控除することが出来るようになります。

この特例の適用には

- ・相続の時から譲渡の時まで空き家であった
- ・平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの譲渡である

- ・譲渡対価の額が1億円以下
- ・地方公共団体の長などが確認した旨を証する書類等の添付が必要などが主な要件となっています。

○住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設

一定の省エネ・バリアフリー改修工事をした際に適用できる、既存の「特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例」や「既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除」の対象に、「一定の三世代同居改修工事」が追加されます。

この「一定の三世代同居改修工事」とは、
・「調理室」「浴室」「便所」「玄関」のいずれかを増設する工事
(→ 改修後、これらのいずれか2つ以上が複数となること)
・その工事費用（補助金等の交付がある場合は、その補助金等を除いた額）
の合計額が50万円を超えるもの

等の要件を充たすものをいいます。

適用関係は、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住開始した場合に適用となるほか、既存の特例制度同様、必要書類や、一定の要件を充たす必要があります。

また、この他にも下記の改正項目などがあります。

<適用期限が2年延長される項目>

- ・特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等
- ・特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等
- ・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額を必要経費に算入する特例

<拡充される項目>

- ・住宅取得等に係る措置
- ・通勤手当の非課税限度額の引上げ

<縮減される項目>

- ・省エネ要件の緩和措置の廃止
- ・給与所得者の特定支出の範囲見直し
- ・国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の見直し

◇消費税制◇

○高額資産を取得した場合における消費税の中小事業者に対する特例措置の適用関係の見直し

事業者が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に高額資産の課税仕入

れ等を行った場合には、「その高額資産の仕入等の日の属する課税期間」から「その課税期間の初日以後 3 年を経過する日の属する課税期間」までの各課税期間においては、事業者免税点制度および簡易課税制度は適用されないこととなり、本則課税が強制されます。

これは、1 期目に高額な資産を取得して仕入税額控除を受けておいて、2 期目に簡易課税制度を適用することで、みなし仕入率に相当する仕入税額控除も受けるといった、二重控除スキームの運用が可能だったりものを今回の改正により不可能とするものです。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に高額資産の仕入等を行った場合について適用されます。

また、ここでいう高額資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜 1,000 万円以上の棚卸資産または調整対象固定資産をいいます。

○消費税の軽減税率制度の導入

現時点においては、平成 29 年 4 月 1 日より消費税率が 10 %に引き上げられるのと同時に、飲食料品と新聞が軽減税率の対象になることになっており、また、平成 33 年 4 月 1 日よりインボイス制度が始まることとなっています。

(こちらについては、内容のボリュームがあること等、またあらためて取り上げさせていただくことし、ここでは詳細は割愛させていただきます。)

◇その他の改正について◇

上記以外にも、

- ・クレジットカード納付制度の創設
→ 平成 29 年 1 月 4 日以後に国税の納付を委託する場合に適用
- ・個人番号（マイナンバー）記載省略措置
→ 申告書、税務関係書類などについて、一定の帳簿を備えている等、所定の要件を充たしていることなどにより、個人番号の記載を不要に
- ・スキャナ保存制度の見直し
→ 領収書等のスキャナ保存制度について、対象範囲が拡大するとともに要件が緩和され、平成 28 年 9 月 30 日以後の承認申請から、デジカメやスマートフォン等での撮影についても一定の要件のもと認めるなどの税制改正がなされます。

以上、改正項目のうち、主なものをかいづまんご紹介させていただきました。この他にも改正項目はございますし、上記の内容についても、全てを書ききれてはおりませんので、詳細につきましては担当スタッフにご確認・お問合せ頂ければ幸いです。

<西丸 保幸>

今回のテーマ

企業年金について

前回から従業員の退職金制度として数多くの企業に採用されている企業年金について複数回に分けて解説を試みていますが、今回取り上げるのは、確定拠出年金制度(日本版401k、以下DCと記す)です。

- DCとは、拠出された掛金が個人ごとに明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとに給付金が決定される年金です。
- 企業が掛金を拠出する「企業型」と加入者個人が掛金を拠出する「個人型」の2本立ての制度になっており、どちらか一方にのみ加入することができます。
- (前回取り上げた厚生年金基金含む)確定給付企業年金の過去期間の年金資産等を移換することや、掛金に上乗せすることができます。

* DC(企業型・個人型)の課税関係

	拠出時	運用時	給付時		
企業型	事業主拠出分: 損金算入 個人拠出分: 所得控除	利子・配当等に対する所得税 は 非課税	老齢給付金	年金	雑所得(公的年金等控除の適用)
			障害給付金	一時金	退職所得(退職所得控除の適用)
			遺族給付金	所得税は非課税	
個人型	所得控除		脱退一時金	所得税は非課税、相続税の課税対象	



個人型DCに注目してみましょう。掛金の全額が税金の計算対象から差し引かれる(所得控除)ため、節税しながら老後の資産形成ができます。会社員なら年末調整の際に、積み立てた金額にかかる分の所得税が還付され、翌年に給与から天引きされる住民税も安くなるのです。例えば、年収680万円の会社員が毎月2万3000円を積み立てると、所得税と住民税合わせて年間で8万2800円も軽減できます(国民年金基金連合会試算)。しかも、運用益は事実上非課税(通常の株式投資の場合、売却利益にも、配当金にも課税される)。そして、スイッチングという方法を使えば、事実上の利益確定をして別の商品に乗り換えることも可能です。さらに、積み立てた資金を老後に年金として受け取るときにも公的年金等控除という税制優遇を受けられるのです。

豆知識シリーズ: 「現代のがん治療」

がんの治療には大きく分けると「手術療法」「放射線療法」「化学療法(抗がん剤など)」の3つがあります。
ところで、がん治療で聞こえてくる、厳しい痛みを和らげ患者さんのQOL(前回取り上げました!)を支える医療を「疼痛(とうつう)管理」と呼びます。進行したがんの癌性疼痛などの非常に強い痛みには皆さん良くご存知の「モルヒネ」などの鎮痛剤が用いられることがあるようです。



例1

短期入院だったので
仕事仲間にあまり迷惑をかけませんでした。



例2

できるだけ自宅で過ごしたいという
願いをかなえてくれました。



例3

放射線治療で
通院ができるようになりました。

個人型DCの運用益が非課税と聞くと、NISA(少額投資非課税制度)を思い浮かべる方も多いでしょう。現にこの非課税メリットはNISAでも大いに強調されています。では、NISAとDCのどちらを選択すれば良いのでしょうか。DCの場合、積立金を支払う際【拠出時】にも非課税で、利益を受け取る際【給付時】も非課税だから、大盤振る舞いと言えます。節税メリットの点ではNISAより有利ですね。ただし、DCは60歳までは原則として引き出しは認められていません。この不自由さの代わりに税制上の大きな特典が与えられているともいえるでしょう。

一倉定の経営心得シリーズ

その三十二

人間というものは、目標があると、
それに向かって努力するという
不思議な動物である。

人間といふものは、目標があると、それに向かって努力する、という不思議な動物である。
同時にこの目標指向は誰もが持っている。人間の持っている、そして恐らくは人間だけしか
持っていない、この特性を有効に利用しないという手はないのである。：

社員を動機づけているものは、社長自らの決意と責任から生まれる会社の未来像であり、
その中に示された目標なのである。：

ここに全員経営が生まれるのである。そして、業績は見る見る上がつてゆくのである。

火災保険

「費用保険金について」

最近、空気が乾燥していることもあります。火災事故のニュースをよく見ます。

ここ最近では、熊本市で住宅等12棟が全焼したニュースは耳新しいことだと思います。

火災事故が起きたとき、住宅総合保険及び店舗総合保険から支払われる保険金は、損害保険金の他に各種費用保険金があります。

●臨時費用保険金

火災事故等により損害保険金が支払われる場合、損害保険金に加算して支払われます。

臨時費用保険金=損害保険金×30%

【住宅総合保険金の場合】1事故、1敷地内ごとに100万円が限度

【店舗総合保険金の場合】1事故、1敷地内ごとに500万円が限度

●残存物取片付け費用保険

火災事故等によって損害を受けた保険の対象の残存物の取り片付け費用を要した場合に支払われます。

残存物取り片付け費用保険金=残存物取り片付け費用の実費

ただし、「損害保険金×10%」が限度

●失火見舞金費用保険金

保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂・爆発によって他人の所有物を滅失・損傷・汚損した場合に支払われます。

失火見舞金費用保険金=被災世帯数×20万円

ただし、1事故につき、「その敷地内の保険金額（保険金額限度）×20%」が限度

●修理付帯費用保険金【店舗総合保険の場合】

火災、落雷、破裂、爆発によって、保険の対象が損害を受け、その保険の対象の復旧にあたり損害原因調査費用・仮修理費用などが生じた場合において、保険会社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用が発生した場合に支払われます。

修理付帯費用保険金=修理付帯費用の額

ただし、1事故、1敷地内ごとに「その敷地内の保険金額（保険金額限度）×30%または1000万円のいずれか低い額が限度

●損害防止費用

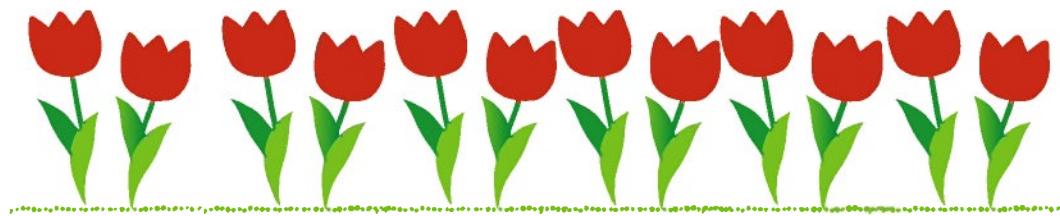
損害防止費用と認められた費用の実費（消火活動のために費消した薬剤、消火活動に投入した人員、器材の費用など）

※意外に知られていない「費用保険金」です。ぜひ知っておきましょう。

担当 星野 千香子

これからのお研修

● 相続無料相談会	当事務所 2階 研修室	5月14日（土）	9:00	～	15:00
		6月11日（土）	9:00	～	12:00
● 加茂まちなかゼミナール	当事務所 2階 研修室	5月28日（土）	13:30	～	15:00
		6月11日（土）	13:30	～	15:00



あとがき

4月は、新しい環境や立場でスタートを切る人が多いと思います。そこには、出逢いがあります。私はその出逢いという言葉が大好きです。でも、その出逢いは、どんな人と出逢うかでその人の人生をもかえることになります。ただそれは自分次第ということ。

絶対の人との出逢い

その人

その人のまえでは絶対にうそはいえない

その人のまえではどんなごまかしも通じない

その人のまえでは絶対頭が上がらない

だからその人はおっかない

しかも、その人の前にいると安心で、いつも心の中が洗い清められ満たされる

そういう人との「出逢い」を大切に。

私自身も、家族にちょっと変化が起き、新しい門出を祝っています。

渋木洋子

ニューフェイス

4月11日より、当事務所の一員として勤務させていただきました『堀内勇一』と申します。

入社してまだ数日ですが、業務の習得を正確かつ迅速にこなせるようになり、お客様のお役に立てるよう精進して参ります。日々の勉強をかかさず、スタッフ皆さんの指導をあますことなく吸収していくみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、2ヶ月に1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ
加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674
<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp